

一般社団法人モバイルブロードバンド協会  
会費規程

平成 22 年 2 月 22 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 7 条第 1 項の規定に基づき、本会の入会金及び会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 入会金・年会費等

(入会金及び年会費)

第 2 条 入会金は会員となる時に納入するものとし、年会費は毎年納入するものとする。

2. 会員の資格を失った者が再び会員となる時は入会金を納入しなくてはならない。但し、理事会はその減免を決定する事ができる。

(入会金)

第 3 条 入会金の額は次の通りとする。

- (1)法人正会員 200,000 円
- (2)法人賛助会員 100,000 円
- (3)個人正会員 0 円
- (4)個人賛助会員 0 円

(年会費)

第 4 条 一箇年の年会費の額は次の通りとする。

- (1)法人正会員 120,000 円
- (2)法人賛助会員 60,000 円
- (3)個人正会員 0 円
- (4)個人賛助会員 0 円

(会費の納入方法)

第 5 条 会費の納入方法は、事務局が開設する本会名義の銀行口座への振込とする。

2. 会費の納入に関する銀行振込手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

(会費納入遅延に対する措置)

第 6 条 理事会は、この会費の納入を遅延した会員に対して、本会が行う事業への参画を一時的に制限できるものとする。

附則

この規程は社員総会の決議を得た時から施行する。